



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

バーチャルオンリー株主総会の開催に関する法改正情報と株主総会における書面による議決権行使を認める場合の行使期限に関する近時の判例をご紹介します。

## ◇バーチャルオンリー株主総会の開催が可能に

産業競争力強化法に「場所の定めのない株主総会」に関する制度が新設され、本年6月16日に施行されました。これにより、物理的な会場を設けず、ウェブ上でのみ出席が可能で「バーチャルオンリー株主総会」を開催することができるようになります。

### 1. 現行の会社法の規定

会社法298条1項1号は、株主総会を招集する場合には、株主総会の場所を定めなければならない旨を規定しています。そして、この「場所」とは、株主が質問し説明を聴く機会を確保するために、**物理的に入場することができる場所**でなければならないと解されています。したがって、現行の会社法下では、バーチャルオンリー株主総会を開催することは出来ませんでした。

### 2. 産業競争力強化法の定める要件

#### (1) 上場会社であること

バーチャルオンリー株主総会を開催できるのは、金商法2条16項に規定する金融商品取引所に株式を上場している会社のみとされています。

#### (2) 大臣の確認を受けること

経産省令・法務省令の定める下記要件に該当することについて、**経産大臣及び法務大臣の確認を受ける必要があります。**

①通信の方法に関する事務の責任者の設置

②通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定

③通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の策定

④株主名簿上の株主の数が100名以上であること

#### (3) 定款の定めがあること

各会社は、**場所の定めのない株主総会をすることができる旨を定款で定める必要があります。**

このような定めを設けるには、本来であれば定款変更の手続（株主総会の特別決議）を経る必要がありますが、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行後2年間は、上記2(2)の確認を受けた会社に限り、上記2(3)の定款の定めがあるものとみなすことができるとされました。**

これにより、定款変更を経ることなくバーチャルオンリー株主総会を開催することができます。

#### (4) 招集決定時に省令の要件を満たしていること

場所の定めのない株主総会の招集を決定する時点で、上記2(2)①乃至④の要件を満たしている必要があります。

## ◆裁判例紹介～書面による議決権行使の行使期限～

### 1. 書面による議決権行使に関する法規制

株主総会において書面による議決権行使を認める場合、株主は株主総会の日時の**直前の営業時間の終了時まで**に書面による議決権行使をしなければならず（会社法施行規則69条）、会社としては**書面による議決権行使期間として招集通知発送の日から2週間以上をとらなければなりません**（同規則63条3号ロ）。そのため、**書面による議決権行使には招集通知発送から総会期日まで少なくとも「中14日」をとらなければならない**ということになります。

### 2. 乾汽船vsアルファレオホールディングス（東京地裁令和3年4月8日判決）

アルファレオホールディングスが乾汽船の総会手続に瑕疵がある旨訴えた裁判において、結論として総会を取り消すほどの瑕疵はないとの判断になりましたが、本件では書面による議決権行使期間を「営業時間の終了時」より20分早く定めていたため、「特定の時」を定めた場合に該当し、同行使期間は招集通知発送日から数えて「2週間を経過した日以後」の要件を満たしていませんでした（会社法施行規則第63条3号ロ）。**結果として本件では「中14日」取れておらず、「株主の書面による議決権行使に関する権利を制限するものであり、看過することはできない」と指摘されました**（乾汽船の公表資料より）。

### 3. 招集通知の早期発送

東京証券取引所によれば、5月から6月に総会を開催する2190社のうち380社が招集通知発送から総会期日まで中14日という法令の最短期間しかとっていないようであり、会社の対応次第で上記と同様に総会手続に瑕疵がある旨判断される可能性がありますので、招集通知はできる限り早期に発送することが望ましいといえます。

（弁護士友成、弁護士門屋）

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆特定商取引法の改正（令和3年6月16日公布）

改正特定商取引法が6月16日に公布され、公布日から1年以内に施行されます。売買契約に基づかないで送付された商品に係る規定のみ本年7月6日から施行されます。改正前は、注文や契約をしていないのに金銭を得ようとして一方的に送付された商品は、消費者はその商品の送付があった日から起算して14日が経過するまでは処分することはできませんでしたが、今回の改正により、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、**注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品については消費者は直ちに処分することができる**ようになります。